

○津山圏域資源循環施設組合職員の臨時的任用に関する規則

令和２年３月１８日

津山圏域資源循環施設組合規則第３号

(目的)

第１条 この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の３第４項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第２条 職員の臨時的任用に関する事項については、津山市職員の臨時的任用に関する規則（令和２年津山市規則第７号）を準用する。この場合において、同規則中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替える。

付 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

付 則（令和６年９月３日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。